



3月議会(定例会)

H29.2.22~H29.3.16

主な議案の概要と審議結果は次の通りです。

◆ **中央公民館改修工事請負契約** ➡ **可決** (全員賛成)

中央公民館と市民図書館の一部改修工事です。老朽化により空調設備の更新と関連する電気・建築工事を行います。一般競争入札を行い、消費税を含み2億4,840万円(落札率95%)で高砂熱学・水研工業特定建設工事共同企業体が落札しました。8月末までに完成の予定です。

◆ **市長給与の特例に関する条例の制定** ➡ **否決** (全員反対)

選挙公約とは全く違う提案であり、具体的な説明もないため全会一致で否決されました。

◆ **太宰府市自治基本条例の制定** ➡ **可決** (賛成12:反対5)

市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とした「自治のルール」を定めるために制定するものです。

◆ **太宰府市議会議員政治倫理条例の制定** ➡ **可決** (全員賛成)

太宰府市議会議員の責務、政治倫理基準などに関する事項を定めるものです。

◆ **一般会計補正予算(2議案)** ➡ **可決** (全員賛成)

7,338万円を追加し、総額を254億 9,547万5千円とするもの。

- ① 3,499万円 社会福祉費
 - ④ 400万円 道路橋梁費
 - ⑦ △217万円 消防費
 - ② 2,250万円 生活保護費
 - ⑤ 341万円 商工費
 - ⑧ △858万円 保健衛生費
 - ③ 1,950万円 企画費
 - ⑥ 22万円 林業費
- (千円未満切捨表示)

(概要)

- ① 国保会計基盤安定制度繰出金 3,163万円他
- ⑤ 観光施設整備工事 341万円
- ② 生活扶助費等負担金清算返還金 2,250万円
- ⑥ 県治山林道協会負担金 22万円
- ③ ふるさと納税関連業務委託料 500万円
- ⑦ 消防組合負担金 △460万円
- ④ 歴史と文化の環境整備事業基金積立金 1,450万円
- ⑧ 消火栓新設負担金 243万円
- ④ 工事設計監理等委託料 400万円
- ⑧ 筑慈苑施設組合負担金 △888万円他

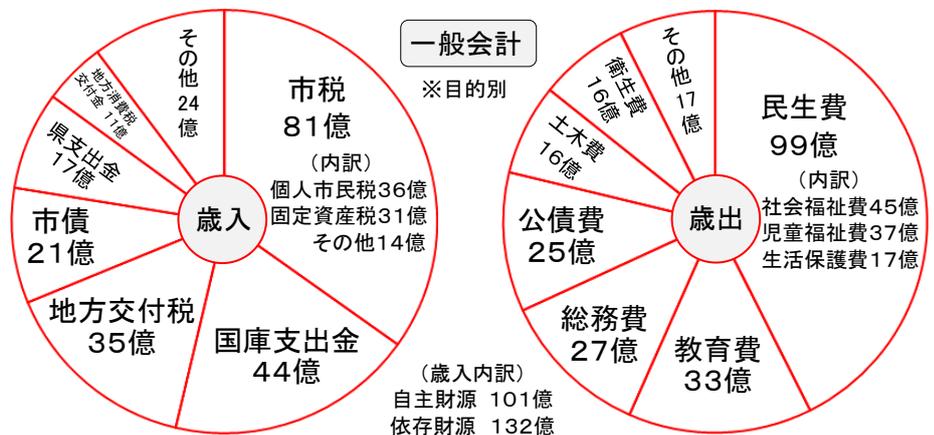
財源内訳 一般財源:5,016万(68%) 国県支出金:2,372万(32%)

◆ **平成29年度各会計当初予算** ➡ **可決** (一般・国保➡賛成15:反対2、その他➡全員賛成)

(概数・億円)

一般会計		233	0.9
特別会計	国民健康保険事業	90	0.0
	後期高齢者医療	12	3.6
	介護保険事業	49	2.2
企業会計	水道事業会計	18	2.4
	下水道事業会計	28	▲14.1
合計		約430億円	▲0.3

前年度比%



一般会計の歳出では民生費が伸び続けています。歳入では市税で法人市民税が減りましたが、個人市民税・固定資産税などが増えています。また観光客の増により「歴史と文化の環境税」を前年度より1千万多い、約8千万円としています。市税全体では約1億4,400万円の増となりました。

一般質問(概要)

◆ 介護保険事業について

Q:門田 介護保険制度の改正によって、新しい総合事業の実施が市町村へ義務付けられ、予防給付が総合事業へ移行されましたが、国がいうところの「多様な主体」の参入について本市の状況を伺います。

A:部長 本市における総合事業の「多様な主体」の参入としては、現在のところシルバー人材センターのみであり、利用者の選択肢を増やすといった観点からは十分なものとは言えない状況であると思っております。

今後はご指摘のように市町村によってサービス内容や質が異なり、ひいては高齢者支援における市町村格差が生じることも想定されますので、他市町村の動向を踏まえながら、指定事業所による、緩和した基準のサービスの導入とともに、住民主体の支援として、掃除、洗濯などの生活支援や体操、運動等の通いの場、サロン活動などの導入についても検討していく予定としております。

【回答を受けて】 地域支援事業は市町村が事業の組み立てを行い、利用者との関係は個別利用契約となります。本市における多様な主体としてはシルバー人材センターに簡易な家事支援を委託しているだけですが、今後は自治会やNPOの参入も望まれます。

◆ 市長給与の減額について

Q:門田 議案として提出しておられますが、選挙公約とは明らかに違っています。

- ① 公約とは違う理由、10%の理由を説明してください。
- ② 市長就任から現在まで、公約との差額分について供託等は行ってこられたのか。
- ③ 議案が否決された場合、そのまま全額を受け取っていかれるのか。
- ④ 新聞記事に「筋を通すため」とありましたが、そう発言されたのか。

A:市長 平成27年6月議会で月額70万円にする条例が否決となった経過を踏まえ、

- ① 熟慮の結果として、10%削減の月額82万7千円を提案しております。
- ② 供託等は行っておりません。
- ③ 全額は受け取らず供託することも考えております。
- ④ 記者からの質問に対して、報酬減額は公約であり筋を通したいと答えたものです。

【回答を受けて】

- ◆ 本市の市長給与については、近隣自治体あるいは類似団体と比べて特段多いわけではなく、副市長や教育長とともに条例に定められている内容は、職責とバランスを考慮した妥当なものであると考えます。
- ◆ しかしながら公約に掲げ当選したならば、それ(減額)を遂行するのは当然のことです。よって、前回平成27年6月議会では減額案に賛成しました。結果は説明不足や他への影響を懸念して反対する議員が多く、否決となりましたが、そのことを理由に公約を無視していいなどありえません。公約を守ろうと考えるのであれば何度でも提案すべきです。
- ◆ 芦刈市長の選挙公約は月額70万円です。しかし平成27年5月から現在まで選挙公約とは異なる91万9千円を毎月受け取っておられ、期末手当いわゆるボーナス分を含めると、公約違反の部分は680万円を超えています。
- ◆ 今回の提案は10%削減の月額82万7千円ですが、公約に反して既に受け取っている分を考えると、本来提案すべきは49万8千円であり、提案された金額はこれより32万8千円も多いものです。(期末手当含まず)
- ◆ 公約とは全く異なる提案を行い、それで「筋を通す」と公言する感覚が理解できません。